

## 令和5年度小地域福祉 除雪事業費助成金交付実施要領

### 1 目的

この助成金は、独居老人や高齢者世帯等が冬期間自宅で安心して過ごせるよう、地域住民参加型による生活路の除雪及び安否確認を行うことを目的とし交付する。

### 2 実施主体

事業の実施主体は、町内に所在地を有するNPO法人、町内会、青年部、ボランティア団体とする。

### 3 実施方法

事業実施にあたっては、紫波町社会福祉協議会（以下「紫波町社協」という。）と協議の上、地域性を活かした実施方法とする。

### 4 助成団体数

助成団体は、5団体とする。ただし、必要に応じて助成団体数を増減する場合がある。

### 5 対象期間

助成の対象期間は、令和5年12月から令和6年2月までとする。なお、令和4年度のモデル事業で指定を受けている団体は、その指定期間とする。

### 6 助成の額

助成の額は、1団体5万円を上限とする。

### 7 事業内容

#### (1) 除雪事業の対象者

町内在住の高齢者世帯、障害者世帯等で、冬期間の除雪作業が身体的に負担の大きい方とする。なお、実施主体はあらかじめ対象者を把握し、名簿を作成するものとする。

#### (2) 活動内容

除雪事業の活動内容は、次のとおりとする。なお、この活動は積雪後、直ちに行わなくてもよいものとする。

ア 居宅から公道までの生活路を確保するための除雪

イ 居宅の雪害危険点検と対象世帯への声掛け

ウ その他紫波町社協が認めた活動

## 8 対象経費

対象経費は除雪経費とし、次の点を留意すること。

- (1) 人件費は、対象外とする。
- (2) 食料費は、茶菓代のみとする。
- (3) 証拠書類（支出経費に関わる領収書等）は大切に保管すること。

## 9 助成の決定及び事業費申請

- (1) 助成を受けようとする団体は、事前に除雪事業計画書（様式 1 号）及び除雪事業費助成金交付申請書（様式 2 号）を紫波町社協へ提出する。
- (2) 紫波町社協は内容を審査し助成を決定した場合は、速やかに除雪事業費助成金交付決定通知書（様式 3 号）で通知する。
- (3) 紫波町社協は、必要があると認める場合は、前金払することがある。この場合において助成団体は、除雪事業費助成金前払請求書（様式 4 号）を提出し、請求するものとする。

## 10 事業報告等

助成団体は、事業を完了した場合は、除雪事業費助成請求書（様式 5 号）、除雪事業費助成実績報告書（様式 6 号）、除雪事業費助成金精算報告書（様式 7 号）を 3 月末までに紫波町社協へ提出するものとする。

## 11 その他

助成の対象期間中において、紫波町社協の職員が助成団体の訪問調査を行うことがある。